



# 佐賀県公報

平成19年  
3月30日  
(金曜日)  
号外第12号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 規則

◎佐賀県財務規則の一部を改正する規則

(四三・会計課) 一

### 告示

◎佐賀県鳥獣保護員規程の一部改正

(二八三・生産者支援課) 六

◎住みたい佐賀の家づくり促進制度要綱の一部改正

(二八四・建築住宅課) 六

◎佐賀県公営競技収益金貸付資金貸付要綱の一部改正

(二八五・市町村課) 六

◎公金事務取扱要領の一部改正

(二八六・会計課) 七

◎指定金融機関等の指定の一部改正

(二八七・) 七

◎取引店及び緊急支払店の指定の一部改正

(二八八・) 八

◎佐賀県財務規則に基づくかいの指定の一部改正

(二八九・) 八

◎佐賀県財務規則に基づくかいの出納員となる者の指定の一部改正

(二九〇・) 八

## 公布された規則のあらまし

◎佐賀県財務規則の一部を改正する規則(規則第四十三号)

1 実績の報告及び交付額の確定をもって概算払の精算及び精算決定を行ったものとみなすものに、委託費を加えることとした。(第七八条関係)

2 一般競争入札又は競り売りを行う場合の公告方法に、インターネットを利用して閲覧に供する方法を加えることとした。(第一〇二条関係)

3 公有財産売却システムによる一般競争入札を実施するため、所要の規定の整備を行うこととした。(第一〇二条、第一〇三条、第一〇五条及び第一〇九条関係)

4 集中契約除外物品表に掲げる物品以外の物品の購入を必要とする場合、収支等命令者は、当該物品に係る支出負担行為に加え、支出命令を年度管財課長に行わせることができること等とした。(第一四五条、第一四六条、第一四六条の二及び様式第一〇四号の四関係)

5 地方自治法が改正され、出納長を廃止するとともに会計管理者を置くものとされたこと並びに吏員及びその他の職員の区分が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

6 その他所要の改正を行うこととした。

7 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

8 所要の経過措置を定めることとした。

## 規則

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第四十三号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条第二号、第十三条、第十六条、第一百四十五条第二項から第五項まで、第四百四十六条第二項及び第三項、第四百九十九条第三項並びに第二百一条第二号を除く。)中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二条第二号中「出納長」を「出納局長」に改め、同条第四号中「出納局長」を削り、同条第六号中「原子力安全対策室長」の下に「菖蒲処分場整備推進室長」を加える。

第四条中「前条」を「第三条」に改める。  
第十条第一項中「吏員」を「職員」に、「ある者は」を「ある者、かいにあつ

ては知事が告示して定める職にある者、事業所等にあつては事業所等の長の職にある者は」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項前段中「吏員に相当する職にある者でなければならない」を「知事の補助機関である職員に併任されたものとする」に改め、同項後段を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「前項後段」を「前項」に、「吏員」を「知事の補助機関である職員」に改め、同項を同条第五項とする。

第十三条の見出し中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第一項中「出納長、副出納長」を「会計管理者」に、「出納長が」を「会計管理者が」に改める。

第十四条に後段として次のように加える。

この場合において、知事の補助機関である職員以外の職員で、経理員に任命された者は、知事の補助機関である職員に併任されたものとする。

第十四条第二号中「(技術員を除く。)」を削る。

第十六条の見出し中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条中「出納長及び副出納長」を「会計管理者」に改める。

第五十五条中「(継続費又は債務負担行為に係る予算にあつては、第三十条の規定により通知された総額又は限度額の範囲内)」を削る。

第七十八条第三項中「交付金」の下に「並びに委託費」を加える。

第二百二条第一項中「事項を」の下に「インターネットを利用して閲覧に供する方法、」を加え、同項第五号中「(という。)」の下に「又は公有財産売却システム(インターネットを利用して佐賀県が行う普通財産の売払いに関する事務を処理するシステムをいう。以下同じ。)」による一般競争入札」を加える。

第二百三条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる一般競争入札を行うときは、当該一般競争入札に参加しようとする者に当該入札に係る予定価

格の百分の十以上に相当する金額の入札保証金を納入させなければならない。第二百五条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、公有財産売却システムによる一般競争入札を行う場合については、この限りでない。

第九十九条第一項中「電子入札」の下に「及び公有財産売却システムによる一般競争入札」を加え、「電子入札システム」を「当該システム」に改める。

第二百二十五条中「第二条第十六号及び第十七号」を「第二条第十七号及び第十八号」に改める。

第四十五条第二項中「出納長又は」を削り、「支出負担行為」の下に「及び支出命令」を加え、同条第三項中「出納長又は」を削り、「支出負担行為」の下に「及び支出命令」を、「行わせるときは」の下に「単価契約に係る物品を除き」を加え、同条第四項中「出納長又は」を削り、「支出負担行為」の下に「及び支出命令」を加え、同条第五項中「出納長又は」を削る。

第四十六条第二項及び第三項中「出納長又は」を削り、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、第一号に掲げる帳簿については、法令その他の規程により別に定める帳簿への記入をもって第一号に掲げる帳簿への記入に代えることができる。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(単価契約に係る物品の場合の特例)

第四十六条の二 収支等命令者は、第四十五条第二項の規定に基づき、単価契約に係る物品について用度管財課長に支出負担行為及び支出命令を行わせるときは、当該物品について発注し、納品を受けた後、用度管財課長に検査結果を報告するとともに、単価契約物品発注通知書兼月額集計表(様式第百四号の四)を送付するものとする。

2 用度管財課長は、前項の規定により単価契約物品発注通知書兼月額集計表が送付されたときは、当該物品の購入を必要とした本庁等の各課の長に配当

された予算の範囲内で支出負担行為及び支出命令を行うものとする。

3 用度管財課長は、前項の規定により支出負担行為をしたときは、支出負担行為通知書を、当該物品の購入を必要とした本庁等の各課の長に送付しなければならぬ。

第百八十四条第一項及び第二項中「吏員」を「職員」に改める。

第百九十九条の見出しを「(会計管理者及び出納職員の事務引継ぎ)」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第五項とし、第一項を第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

1 会計管理者に交代があつたときは、前任者は発令の日から十五日以内に、その所掌に係る事務を後任者に引き継がなければならない。

2 会計管理者の前任者は、前項の規定により事務を引き継ぐときは、現金、書類、帳簿その他の物件については各々目録を作成するとともに、現金については各々帳簿に对照した明細書を添え、帳簿については事務引継の日において最終記帳の次に合計高及び年月日を記入し、前任者及び後任者がこれに記名押印しなければならない。

3 前項の規定により作成すべき書類、帳簿及び財産の目録は、現に作成してある目録又は台帳により引継をする時の現況を確認することができる場合においては、その目録又は台帳をもって代えることができる。

第二百一条第二号中「出納長又は」を「会計管理者又は」に改め、「副出納長並びに」及び「吏員である」を削る。

別表第二及び別表第三中「出納長」を「会計管理者」に改める。別表第五の5の項の(2)に次のただし書きを加える。

ただし、第145条第2項の規定により用度管財課長に支出負担行為及び支出命令を行わせたものについては、この限りでない。

様式第三号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第九号その一(本庁用)、様式第九号その二(本庁用)及び様式第九号

その三(本庁用)中

|     |     |
|-----|-----|
| 出納長 | 出納長 |
|-----|-----|

|      |       |
|------|-------|
| 出納局長 | 会計管理者 |
|------|-------|

を  
に改める。

様式第十四号(表)、様式第十四号(日本郵政公社用)(表)、様式第十四号(放置違反金)(表)、様式第十四号(農業改良資金貸付金償還用)、様式第十七号、様式第十八号、様式第十八号(現金売用)、様式第十九号、様式第二十三号、様式第二十五号、様式第二十六号(授業料用、受託者用)、様式第二十八号から様式第三十号まで、様式第三十三号(受託者用)、様式第三十五号及び様式第三十七号中「出納長」を「会計管理者」に改める。  
様式第三十九号(本庁用)中

|       |        |         |
|-------|--------|---------|
| 出納長   | 出納局長   | 会計管理者   |
| 出納局長  | 副出納局長  | 副会計管理者  |
| 副出納局長 | 副副出納局長 | 副副会計管理者 |

を

|       |        |         |
|-------|--------|---------|
| 出納長   | 出納局長   | 会計管理者   |
| 出納局長  | 副出納局長  | 副会計管理者  |
| 副出納局長 | 副副出納局長 | 副副会計管理者 |

に

改める。

様式第四十四号その一(本庁用)及び様式第四十四号その二(本庁用)中

|      |     |
|------|-----|
| 副出納長 | 出納長 |
|------|-----|

を

|      |       |
|------|-------|
| 出納局長 | 会計管理者 |
|------|-------|

に改める。

様式第四十七号、様式第五十四号、様式第五十四号の二及び様式第五十四号の三中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第五十六号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

「6 送金額の内容照会ときは、必ず表面の通知書番号を記入してくだ  
さい。」を  
「6 送金額の内容照会ときは、必ず表面の通知書番号を記入してくだ  
さい。」を

7 金融機関へ持参される際は、本人又は受任者であることの確認を  
されるため、身分証明書をご用意ください。」を

「(3) 振替貯金払出証書の発行の日から2月を過ぎたときは、その証  
書では支払を受けられません。この場合は、県費送金通知書を発  
行したところへその旨を申し出てください。」を

「(3) 振替貯金払出証書の発行の日から2月を過ぎたときは、その証  
書では支払を受けられません。この場合は、県費送金通知書を発  
行したところへその旨を申し出てください。」を

3 金融機関又は郵便局へ持参される際は、本人又は受任者であるこ  
との確認をされるため、身分証明書をご用意ください。」を  
改める。

様式第五十八号から様式第六十一号まで、様式第六十四号、様式第六十七号、  
様式第七十一号、様式第七十二号、様式第七十四号、様式第七十六号、様式第  
七十七号、様式第八十号、様式第九十一号、様式第九十二号、様式第九十五号  
及び様式第九十六号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第一百一号中「出納長( )」や「会計管理者( )」を

|      |     |
|------|-----|
| 副出納長 | 出納長 |
|------|-----|

を

|      |       |
|------|-------|
| 出納局長 | 会計管理者 |
|------|-------|

に改める。

様式第二百二号及び様式第二百三号中「出納長」や「会計管理者」に改める。  
様式第二百四号の二中「出納長(用度管財課長)」や「用度管財課長」に改め

る。  
様式第二百四号の二中「出納長(用度管財課長)」や「用度管財課長」及び  
同様式の次に次の1様式を加える。



様式第七号、様式第一百一十号、様式第一百七号、様式第二百一十号、様式第二百二十号及び様式第二百二十四号中「**田舎**」を「**山崎**」に改める。  
 様式第二百五十六号その一中「**田舎**」を「**山崎**」及び「**事務**」を「**山崎**」に改める。

様式第五十六号その二、様式第五十六号その三、様式第五十七号、様式第六十号から様式第六十二号まで及び様式第六十四号中「**田舎**」を「**山崎**」に改める。  
 附則  
 (施行期日)  
 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。  
 (経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合には、この規則による改正後の佐賀県財務規則の規定にかかわらず、その任期中に限り、出納長及び副出納長に係る規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の佐賀県財務規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

○ 告 示

●佐賀県告示第八十三号

佐賀県鳥獣保護員規程(昭和三十八年佐賀県告示第三百四十号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第三条第三項中「月八日以上」を「月六日以上」に、「勤務しなければなら

ない」を「勤務することとする」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第八十四号

住みたい佐賀の家づくり促進制度要綱(平成十三年佐賀県告示第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第三号中「住宅金融公庫法施行規則」を「独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十九年財務省・国土交通省令第一号)附則第十一条の規定による廃止前の住宅金融公庫法施行規則」に改める。

第三条第二項中「住宅金融公庫」の下に「独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)附則第十条の規定による廃止前の住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第三条に規定する住宅金融公庫をいう。以下同じ。」を加える。

第四条第一項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に、「住宅金融公庫等」を「住宅金融支援機構等」に改め、同条第二項中「住宅金融公庫等」を「住宅金融支援機構等」に改める。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第八十五号

佐賀県公営競技収益金貸付資金貸付要綱(平成五年佐賀県告示第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第三条を次のように改める。

(貸付対象事業)

第三条 条例第六条の知事が別に定めるものは、次に掲げる事業で市町(市町の一部事務組合を含む。以下同じ。)が施行し、又は経費の一部を負担するものとする。

- 一 道路、橋梁等の交通体系の整備事業
- 二 農林、水産、観光等の産業の振興のための施設等の整備事業
- 三 児童福祉施設、老人福祉施設、母子福祉施設等の社会福祉施設の整備事業
- 四 医療施設、廃棄物処理施設等の保健環境施設の整備事業
- 五 社会教育施設、体育施設等の教育文化施設の整備事業
- 六 消防施設、防災施設、交通安全施設等の整備事業
- 七 広域市町村圏の振興整備のための基金に対する出資事業
- 八 前各号に掲げる事業のほか、知事が特に必要があると認める事業

第四条中「市町村(当分の間、公営競技収益金のある市町村のうち財政力指数が別に定める基準を超える市町村及び一部事務組合を除く。)」を「市町」に改める。

第五条中「市町村」を「市町」に改める。

第六条第一項第三号中「五千万円」を「一億円」に改める。

第七条から第十二条まで及び第十四条から第十六条までの規定中「市町村」を「市町」に改める。

様式第一号中「市町本署 氏名 印」を「市町 氏名 印」に改める。  
(密印(職印者))

様式第三号中「市町本署」を「市町 氏名 印」に改める。  
(密印(職印者))

様式第四号、様式第六号及び様式第七号から様式第九号までの規定中「市町

本署 氏名 印」を「市町 氏名 印」に改める。  
(密印(職印者))

様式第十号中「市町本署」を「市町 氏名 印」に改める。  
(密印(職印者))

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

◎佐賀県告示第百八十六号

公金事務取扱要領(平成四年佐賀県告示第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

本則中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第一号、様式第三号、様式第五号、様式第八号、様式第十号から様式第十四号まで及び様式第十六号中「臣等」を「官等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合には、この告示による改正後の公金事務取扱要領の規定にかかわらず、その任期中に限り、出納長に係る規定の適用については、なお従前の例による。

◎佐賀県告示第百八十七号

指定金融機関等の指定(平成十三年佐賀県告示第百六十三号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

三の表中

|             |             |   |
|-------------|-------------|---|
| 佐賀市農業協同組合   | 佐賀県内のすべての店舗 | 〃 |
| 佐賀市中央農業協働組合 | 〃           | 〃 |
| 諸富町農業協同組合   | 〃           | 〃 |
| 富士町農業協同組合   | 〃           | 〃 |
| 神埼郡農業協同組合   | 〃           | 〃 |
| さが東部農業協同組合  | 〃           | 〃 |
| 佐城農業協同組合    | 〃           | 〃 |
| 唐津農業協同組合    | 〃           | 〃 |
| 伊万里市農業協同組合  | 〃           | 〃 |
| 佐賀みどり農業協同組合 | 〃           | 〃 |
| 白石地区農業協同組合  | 〃           | 〃 |

を

|             |             |   |
|-------------|-------------|---|
| 佐賀県農業協同組合   | 佐賀県内のすべての店舗 | 〃 |
| 佐賀市中央農業協働組合 | 〃           | 〃 |
| 唐津農業協同組合    | 〃           | 〃 |
| 伊万里市農業協同組合  | 〃           | 〃 |

に改める。

●佐賀県告示第百八十八号  
取引店及び緊急支払店の指定(平成十三年佐賀県告示第百六十四号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

二の表の株式会社佐賀銀行犬井道支店の項中「佐賀空港管理事務所」を「佐

賀空港事務所」に改め、同表の株式会社佐賀銀行呼子支店の項中「名護屋城博物館 唐津北高等学校」を「名護屋城博物館」に改め、同表の株式会社佐賀銀行有浦支店の項中「東松浦高等学校 唐津青翔高等学校」を「唐津青翔高等学校」に改め、同表の株式会社佐賀銀行武雄支店の項中「西部地区ダム事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

●佐賀県告示第八十九号  
佐賀県財務規則に基づくかいの指定(平成十六年佐賀県告示第二百九十一号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

表の県土づくり本部の項中、「西部地区ダム事務所、佐賀空港管理事務所」を、「ダム管理事務所、佐賀空港事務所」に改める。

●佐賀県告示第百九十号  
佐賀県財務規則に基づくかいの出納員となる者の指定(平成十六年佐賀県告示第二百九十二号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

表の健康福祉本部の項中

|   |      |   |                                      |      |
|---|------|---|--------------------------------------|------|
| 総合福祉センター、日の隈寮、春日園、九千部学園、虹の松原学園、みどり園、食肉衛生検査所 | 総務課長 | を | 総合福祉センター、日の隈寮、春日園、九千部学園、みどり園、食肉衛生検査所 | 総務課長 |
| いずみ荘  | 副社長  |   | いずみ荘                                 | 副社長  |
|   |      |   | 希望の家、佐賀コロ                            | 管理課長 |
|   |      |   |                                      | に    |



|                 |      |
|-----------------|------|
| 希望の家、佐賀コロ<br>ニー | 管理課長 |
| 総合看護学院          | 事務長  |

|        |      |
|--------|------|
| ニー     |      |
| 虹の松原学園 | 指導課長 |
| 総合看護学院 | 事務長  |

「西部地区ダム事務所、佐賀空港管理事務所」や「ダム管理事務所、佐賀空港事務所」における。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年三月三十日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷